仕様書「 除草等業務（洛西中央特別緑地保全地区） 」

京都市都市計画局風致保全課
（担当：浅倉、水無瀬 075-222-3476）

１　業務名
除草等業務（洛西中央特別緑地保全地区）

２　業務の目的
所管地内において雑草や実生木等が生い茂り、管理の支障となっていることから、除草や伐採等を行うものである。

３　履行期間
契約締結の日から令和９年１月２９日まで

４　履行場所
西京区大原野東境谷町他　地内（洛西中央特別緑地保全地区）

５　業務範囲
別紙「箇所図及び現地写真」参照

６　業務内容
・洛西中央特別緑地保全地区内の本市所管地において、除草、実生木伐採、伐竹、枯損木伐採、高木基本剪定等を行う。伐採は根株を残し、地際で伐採を行うこととする。詳細は別紙「箇所図及び現地写真」参照
・道路や家屋に近接した作業となるため、落下枝や飛び石等により損害等を与えないよう十分注意して行うこと。
・作業により発生した刈草、枝葉、幹は、受注者の責任で適切に運搬・処分すること。
・洛西中央特別緑地保全地区内の竹林は、タケノコ栽培等を行っている民有地も含まれるため、竹林に立ち入ったり、栽培されている竹等を傷つけたりしないように注意すること。また、当該地は地元農家で構成される「洛西中央緑地管理組合」に管理委託を行っていることから、本市担当職員と調整し、事前に「洛西中央緑地管理組合」と必ず立会いのうえで作業を行うこと。

７　支払条件
・受注者は業務完了後、完了届を発注者に提出すること。完了届には作業前・作業中・作業後の写真を添付するものとする。
・完了届が提出され、適切に業務が履行されたことが確認されたのち、本業務に係る経費を支払う。

８　特記事項

・本作業に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

・作業中の事故等、問題が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

・作業日程等については、作業実施の１週間前までに本市担当職員に連絡すること。

・作業時間は原則として平日の午前９時から午後５時の間とする。

・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

箇　所　図

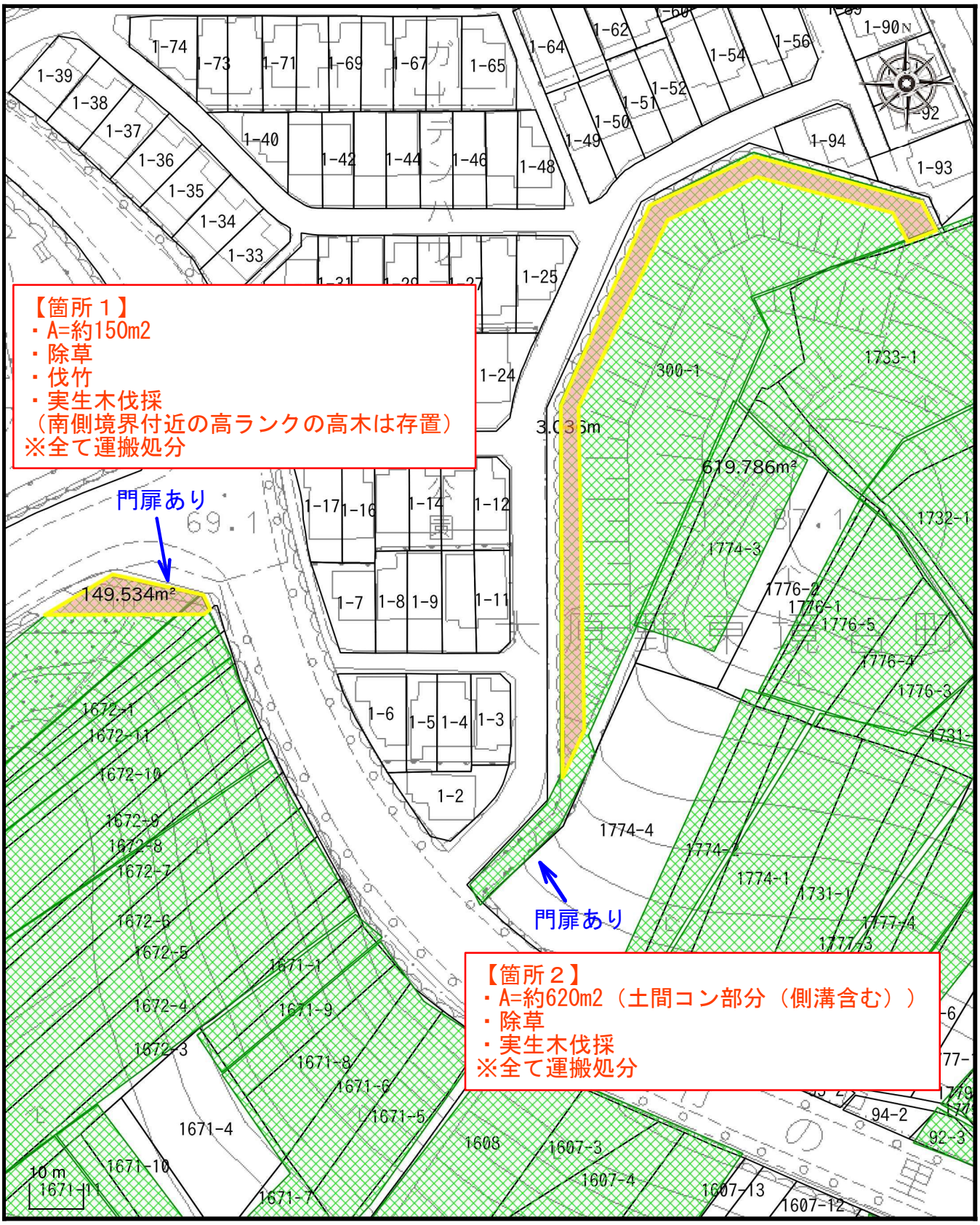
【箇所１】
・A=約150m2
・除草
・伐竹
・実生木伐採
（南側境界付近の高ランクの高木は存置）
※全て運搬処分
門扉あり
149.534m²
619.786m²
門扉あり
【箇所２】
・A=約620m2（土間コン部分（側溝含む））
・除草
・実生木伐採
※全て運搬処分
10 m

1 / 1000

箇　所　図

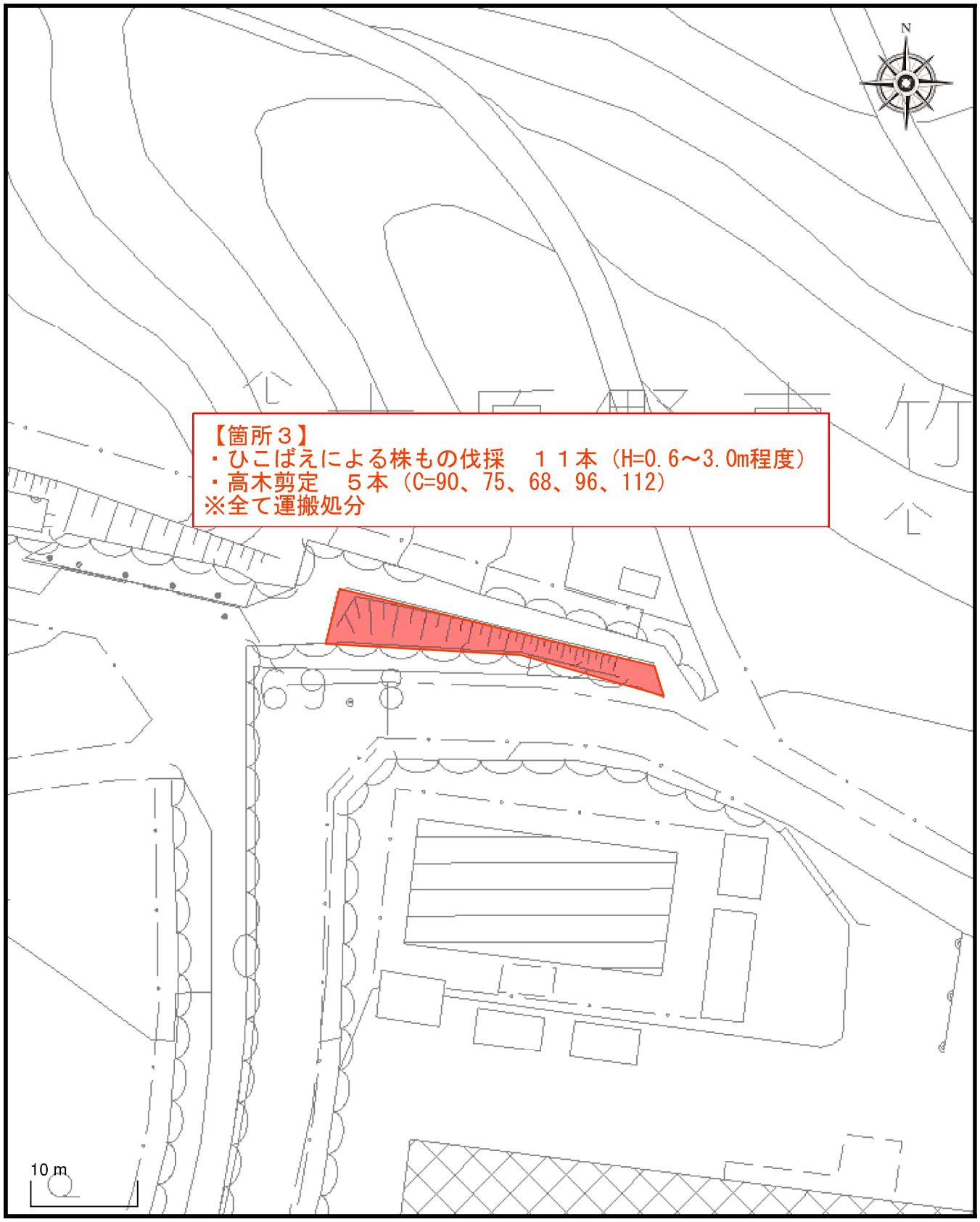
N
【箇所３】
・ひこばえによる株もの伐採　１１本（H=0.6～3.0m程度）
・高木剪定　５本（C=90、75、68、96、112）
※全て運搬処分
10 m

1 / 500

箇　所　図

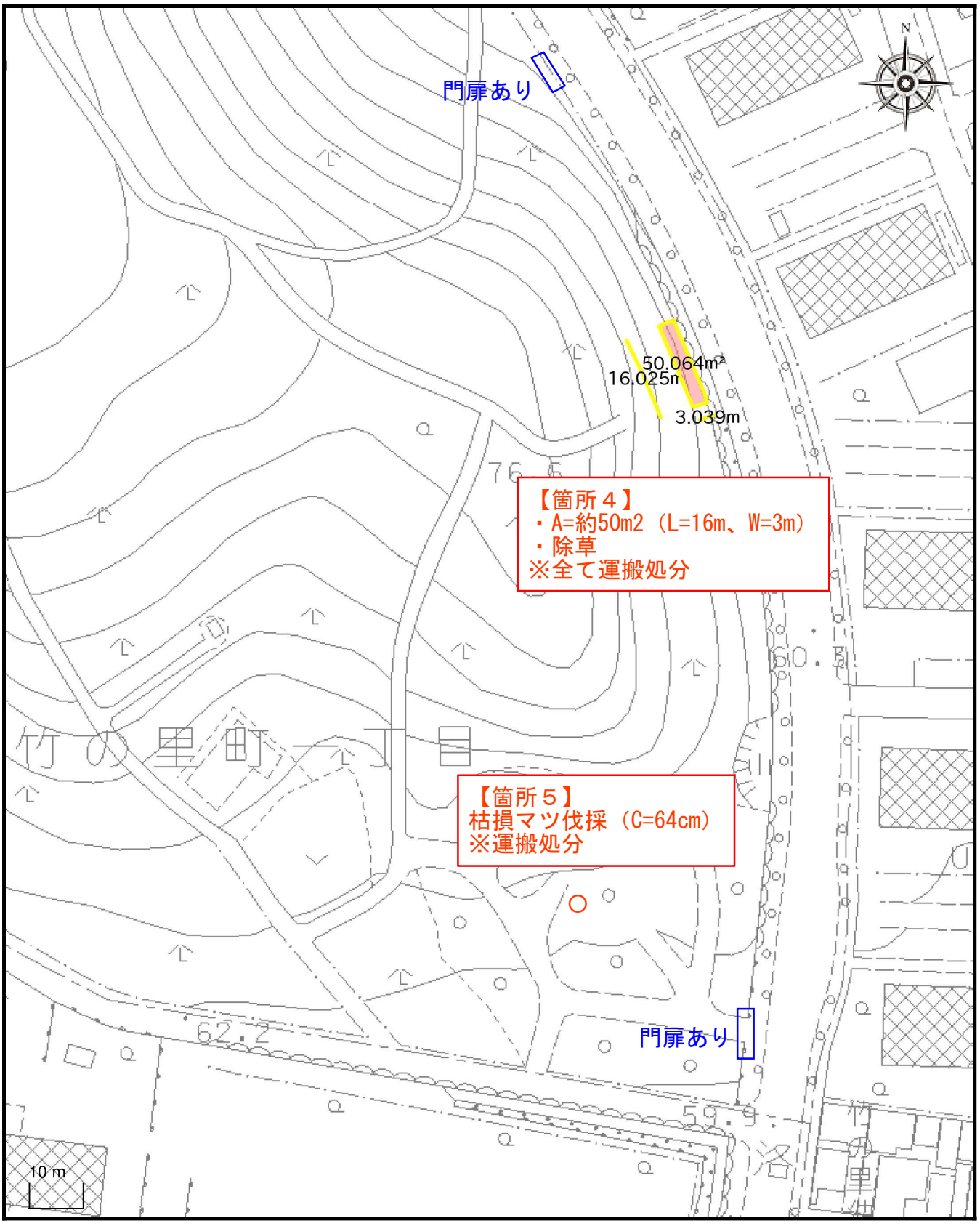
門扉あり
50.064m²
16.025m
3.039m
【箇所４】
・A=約50m2（L=16m、W=3m）
・除草
※全て運搬処分
【箇所５】
枯損マツ伐採（C=64cm）
※運搬処分
門扉あり
竹の里町一丁目
10 m

1 / 1000

現地写真（箇所１）





現地写真（箇所１）





現地写真（箇所２）





現地写真（箇所３）





現地写真（箇所３）

高木剪定





現地写真（箇所３）





ひこばえによる株もの伐採

現地写真（箇所４）





現地写真（箇所４）





現地写真（箇所５）



